

令和5年度 第1回横浜市障害者就労支援推進会議 次第

日時：令和5年11月21日（火）

午前9：30～11：30

場所：京阪横浜ビル 10階大会議室

1 開会

2 障害福祉保健部長挨拶

3 委員紹介・委員長選出

4 横浜市障害者就労支援推進会議について（概要説明）

資料1

5 事業説明

(1) 第4期横浜市障害者プランの概要について

資料2

(2) 就労支援係の各事業について

資料3

資料4～6

6 議題

(1) 「働きたい！私の職業体験・見学会」について

（令和5年度新規事業）

資料7

(2) 意見交換

7 報告

「横浜市障害者支援施設等に準ずる者の認定要綱」の改正について

資料8

8 閉会

次回開催：令和6年2月を予定

※ 詳細時期や場所については後日連絡します。

令和5年度 横浜市障害者就労支援推進会議委員

(順不同・敬称略)

計 13 名

| 氏 名 | 所 属 | 分 野 | 昨年度からの留任 |
|--------------------|---------------------------------------|-------|----------|
| しんぼ さとこ 眞保 智子 | 法政大学 現代福祉学部・大学院人間社会研究科 教授 | 学識経験者 | ☆ |
| いしかわ ゆうこ 石川 祐子 | 横浜市心身障害児者を守る会連盟 | 障害者団体 | ☆ |
| たかお ともり 高尾 智典 | 日本ピザハット株式会社 | 当事者 | ☆ |
| こばやし ひでひこ 小林 秀彦 | 横浜東部就労支援センター 所長 | 就労支援 | ☆ |
| きよた よしこ 清田 佳子 | 社会福祉法人同愛会 ダイア磯子 | 就労支援 | |
| くさの ひとし 草野 仁志 | 株式会社 LITALICO パートナーズ LITALICO ワークス | 就労支援 | |
| やまき のぶひこ 山木 暢彦 | 社会福祉法人大樹 つるみ地域活動ホーム幹 鶴見区基幹相談支援センター | 福祉 | ☆ |
| いとう さえこ 伊藤 佐恵子 | 公益財団法人横浜市総合保健医療財団 磯子区生活支援センター | 福祉 | ☆ |
| いな ひとみ 伊奈 瞳 | 神奈川県立あおば支援学校 | 教育 | ☆ |
| すどう くみこ 須藤 久美子 | 横浜公共職業安定所 専門援助部門 主任就職促進指導官 | 労働 | ☆ |
| ごとう かずま 後藤 和馬 | 医療法人社団自立会 | 医療 | ☆ |
| ふくだ ひろゆき 福田 裕行 | 生活協同組合コーコープ 人財開発部 人財開発課 障害者雇用支援 担当 | 企業 | ☆ |
| おざわ まこと 男澤 誠 | 株式会社スリーハイ 代表取締役 | 企業 | ☆ |

事務局

| | |
|-------------------|------------------------------|
| きみわだ たけし 君和田 健 | 横浜市健康福祉局障害福祉保健部長 |
| いまい ともこ 今井 智子 | 横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課長 |
| うちやま ひろと 内山 博人 | 横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課就労支援係長 |

横浜市障害者就労支援推進会議について

1 趣旨

横浜市内の福祉・教育・労働・経営・行政等の各分野が連携し、障害者就労支援基盤を強化し、地域による就労支援機能を向上させるため、各分野で活躍する委員で構成する会議を実施します。

2 委員会概要

(1) 委員会の位置づけ

障害者基本法第36条第3項に基づき横浜市障害者施策推進協議会条例により設置された横浜市障害者施策推進協議会（附属機関）の下部組織

(2) 設置根拠

横浜市障害者就労支援推進会議設置要綱

(3) 委員の身分

非常勤特別職職員（地方自治法第202条の3第2項）

※地方公務員法第3条第3項2号が適用されます。

(4) 委員の任期

委嘱日から当該年度末まで

(5) 所管部署

横浜市健康福祉局障害自立支援課就労支援係

3 スケジュール

(1) 第1回横浜市障害者就労支援推進会議

日時：令和5年11月21日（火）午前9：00～午前11：30

場所：京阪横浜ビル 10階大会議室

(2) 第2回横浜市障害者就労支援推進会議

日時：令和6年2月（予定）

場所：未定

※詳細については、確定次第追ってご連絡いたします。

横浜市障害者就労支援推進会議設置要綱

制定 平成 18 年 7 月 11 日（局長決裁）

最近改正 令和 2 年 3 月 31 日 健障企第 4049 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 横浜市内において、福祉・教育・労働・経営・行政等の各分野が連携し、障害者の就労支援基盤を強化し、地域による障害者の就労支援機能を向上させるため、横浜市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の部会である横浜市障害者就労支援推進会議（以下「会議」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

（会議の所掌事務）

第 2 条 会議は、次の各号に定める内容について協議するものとする。

- (1) 障害者の就労支援における基盤強化に関する事項
- (2) 地域の就労支援機能の向上に関する事項
- (3) 障害者又は企業双方への就労支援に関する事項
- (4) その他障害者の就労支援に関する事項

（会議の組織等）

第 3 条 会議の委員は、協議会委員のほか、市長が委嘱した学識経験者、教育関係者、当事者、社会福祉協議会、障害者就労支援に関わる福祉・保健・医療機関・特定非営利活動法人、経営団体、労働関係機関の代表者及び行政機関関係者等をもって構成する。

- 2 会議に委員長を 1 人置く。
- 3 委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、会議の会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（懇談会の開催等）

第 4 条 市長は、特に必要があると認めるときは、会議に、就労支援に関する専門事項について助言を求めるため、懇談会を置くことができる。

- 2 懇談会の委員は、学識経験者、障害者就労支援に関わる福祉・保健・医療機関等に就任を依頼する。
- 3 懇談会は必要に応じて、委員長が招集する。

（任期）

第 5 条 委員の任期は、委嘱日から当該年度末までとする。

(会議の開催及び議決)

第6条 会議は委員長が招集する。ただし、第3条第2項に定める委員長が置かれるまでは、市長が招集する。

2 会議は委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 会議において議決をとる場合は、出席委員（委員長を除く）の過半数を持って決し、可否同数の場合は、委員長が決する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

2 委員は、会議を通じて知り得た個人情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、健康福祉局障害自立支援課において行う。

2 事務局員、その他会議に出席した者は、会議を通じて知り得た個人情報を公表してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

だい 4 期
第4期

れいわ ねんど れいわ ねんど
令和3年度～令和8年度

よこはま ししやう がい しゃ
横浜市障害者プラン



はつこう
発行

よこはま しけんこうふくし きよく
横浜市健康福祉局
せいしやうねんきよく
こども青少年局
きやういく いんかい じ む きよく
教育委員会事務局

〒 231-0005
よこはま し なか く ほんちやう ちやうめ
横浜市中区本町6丁目50-10

しやうが い かんけい
障害のある・なしに関係なく
く まち
暮らしやすい街にするために

れいわ ねんど
令和4年3月

資料 2

みなさんに し 知ってほしいこと

しょうがい ひと ひと
障害のある人もない人も
たが たいせつ
お互いを大切にできるように、
じぶん せいかつ
自分らしく生活できるように。
よこはま し つぎ
横浜市では 次のことを めざして
けいかく た
計画を立てました。

〈お互いを大切にできるように〉

- しょうがい ひと し
障害について みんなに 知ってもらいます。
- し えん ひと た
支援する人が足りるようにします。
- しょうがい ひと まも と く
障害のある人を守るための取り組みをします。
- こま そうだん
困ったときに相談できるようにします。

〈自分らしく生活できるように〉

- す す
住みたいところに 住めるようにします。
- ふく し じゅうじつ
福祉サービスを 充実させます。
- で し えん まち
出かけることを 支援します。
- しょうがい す まち
障害があっても住みやすい街にします。
- けんこう く
健康に暮らせるようにします。
- じ しん たいふう さいがい そな
地震や台風などの災害に備えます。
- しょうがい こ せいちょう し えん
障害のある子どもたちの成長を支援します。
- がっこう しょうがい こ
学校は 障害のある子どもたちの
まな しん ろ し えん
学びや進路を 支援します。
- はたら し えん
働くことを 支援します。
- す かた し えん
ふだんの過ごし方を 支援します。
- げいじゅつ たの
スポーツや芸術を 楽しめるようにします。

しょうがいしゃ 障害者プランとは？

よこはま し ねん
横浜市では、6年ごとに
しょうがいしゃ
「障害者プラン」をつくっています。
しょうがいしゃ
「障害者プラン」は、
しょうがい ひと
障害のある人たちも
じぶん く
自分らしく暮らせるために
よこはま し けいかく
横浜市がつくった計画です。

ねん かい め だい ま
2004年に1回目(第1期)の
しょうがいしゃ
障害者プランができました。
ねん しょうがいしゃ
2021年の障害者プランは
かい め だい き
4回目(第4期)のものです。

だい き 第4期の しょうがいしゃ 障害者プランの目標 もくひょう

しょうがい ひと ひと
「障害のある人もない人も、
みんなが たが たいせつ
お互いを大切にしながら
ち いま く ひとり
地域で暮らす1人として
じぶん い
自分らしく生きること。
それができる まち
街になること」を
めざしています。

しょうがいしゃ なか
障害者プランの中では、
つぎ か
次のように 書かれています。

しょうがい ひと ひと
「障害のある人もない人も、
だれ じんかく こ せい そんちやう あ
誰もが人格と個性を尊重し合いながら、
ち いま せいせいしゃかい いちいん
地域共生社会の一員として、
みずか い し
自らの意思により
じぶん い
自分らしく生きることができ る まち
め ざ
ヨコハマを目指す」

みんなが お互いを大切にしながら、
障害のある人も自分らしく生活できるように、
第4期 障害者プランで 横浜市が しようとしていることを 説明します。

お互いを大切にできるように

1 障害について みんなに 知ってもらいます



▶ いろいろな障害や病気のことを
みんなに 知ってもらって、
「みんなで 支え合っていこう」という
考えを 広めていきます。

▶ 学校に通っている子どもや
その親たちが 障害のある人と
交流できるようにします。

2 支援する人が足りるようにします



▶ 「障害福祉の仕事をしたい」と
思えるような
情報を伝えていきます。

▶ 福祉施設などが
職員を雇うための
手助けをします。

▶ 上手に支援できる
職員を育てるための
勉強会をします。
▶ 福祉施設などで
事務や介護の助けになる
ロボットや
コンピューターを使うことを
進めていきます。

3 障害のある人を守るための 取り組みをします



「虐待」が起らないようにします。

- ▶ 虐待とは、身近な人に暴力をふるったり悪口を言ったりして体や心を傷つけることです。家族や支援する人に虐待はやってはいけないということをしっかりと知ってもらいます。また、福祉施設で虐待が起らないように勉強会をします。

「成年後見制度」というしきみをたくさんの人に知ってもらいます。

- ▶ 「成年後見制度」は、知的障害などがあってお金の使い方がわからない人、生活に必要な手続きができない人を支えるしきみです。困っている人がこのしきみをきちんと使えるようにします。

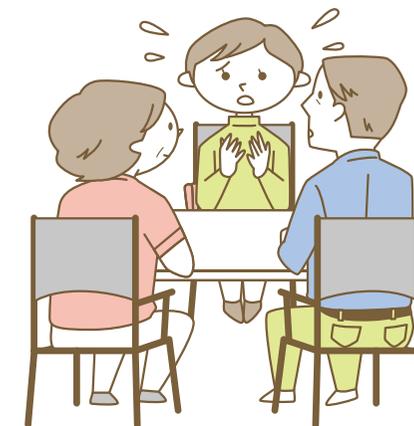
障害者への差別をなくします。

- ▶ どんなことが差別になるのかなどをみんなに知ってもらって、差別がなくなるようにします。また、差別があったときに気軽に相談できるようにします。

みんなに情報を届けます。

- ▶ 障害がある人にもきちんと情報が届くようにします。その人の障害に合わせて、点字で書く、情報をわかりやすくするなど工夫をします。

4 困ったときに相談できるようにします



- ▶ 困ったときにどこに相談すればいいか、わかりやすくお知らせします。

また、障害のある人が同じ障害のある人の相談にのったりする取り組みも進めていきます。

自分らしく生活できるように

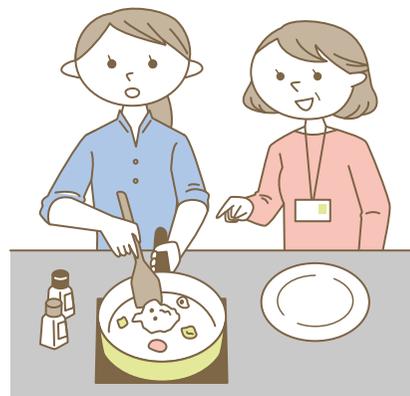
1 住む・暮らすために



住みたいところに
住めるようにします。

▶ アパートでの一人暮らしや
グループホーム、
入所施設での暮らしなど、
障害のある人も
自分が住みたい場所
で暮らせるようにします。

▶ 年を取ったり
障害が重かったりしても
安心して暮らせるように、
建物のバリアフリーを
進めています。



福祉サービスを充実させます。

▶ 障害のある人が
地域で安心して暮らせるように、
今あるサービスをより良くします。

▶ 結婚する、子どもを産むなど
自分の人生を自分の考えで
選ぶことが大切です。

そのために、
自分で知識や情報を得られ、
周りに相談できるようにします。

▶ もし障害が重くなったりしても
自分らしく暮らすために



必要なサービスを
つかえるようにします。

▶ 福祉サービスは
ただ手伝うだけではなく、
障害のある人が
自分の力を生かして
生活できるようにします。
また、障害のある人の思いに
寄りそう支援をします。

出かけることを支援します。

▶ 出かけることを
支援するヘルパーを
増やします。



ヘルパーが上手に支援できるように
勉強会をします。

▶ 障害のある人が
使いやすい乗りものを増やします。
また、電車代やバス代などを
割引きます。

障害があっても住みやすい街にします。

▶ 役所や学校、駅、道などを
もっとバリアフリーにしていきます。

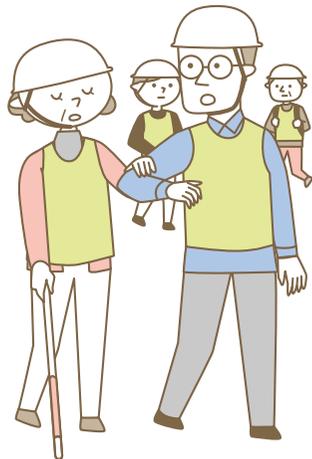
▶ みんながお互いを大切に思い、
助けあう街になるように、
教育やイベントをしていきます。

2 体や心を守るために



健康に暮らせるようにします。

- ▶ 障害のある人も運動やリハビリを身近な場所でできるようにします。また、歯や口の健康を保つなど、ふだんの健康づくりができるようにします。
- ▶ 医者や看護師に障害のことをよく知ってもらい、安心して治療を受けられるようにします。



地震や台風などの災害に備えます。

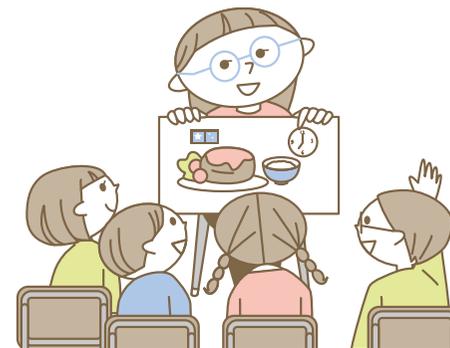
- ▶ 災害への備え方や災害が起こったときの避難の仕方などをわかりやすく伝えます。
- ▶ 障害のある人も避難訓練に参加できるようにします。そして、災害が起こったときに地域のひとと協力できるようにします。
- ▶ 新型コロナウイルスのような病気がはやったときでも福祉施設やサービスが使えるように備えておきます。

3 障害のある子どものために



障害のある子どもたちの成長を支援します。

- ▶ 障害のある子どもが生まれてから小学校に入るまでの育て方について、地域療育センターが親などから相談を受け、アドバイスをします。
- ▶ 障害のある子どもが学校に入った後も、子どもや家族が専門の機関で相談できるようにします。
- ▶ 授業の後や夏休みなどに子どもが過ごせる場所を増やしていきます。



学校は障害のある子どもたちの学びや進路を支援します。

- ▶ 学校の先生たちが障害のある子どものことをきちんと理解して教育できるようにします。
- ▶ 卒業した後に働きたい人が仕事につけるように、学校と福祉施設が協力して支援します。



はたら する ことを 支援します。

- ▶ 障害のある人が会社などで働けるように、学校や福祉施設などが支援します。
- ▶ 作業所などで働く障害のある人がよりたくさんの工賃をもらえるように、作業所などを支援します。また、作業所の仕事をもっと増えるように作業所はさまざまな工夫をします。



- ▶ 会社などが障害のある人のことを理解し、障害のある人が安心して働けるように、勉強会などを開きます。

ふだんの過ごし方を支援します。

- ▶ 障害のある人が休みの日などに地域の活動に参加する機会を増やすようにします。
- ▶ 会社などで働けない人が仕事や作業ができる場所を増やしていきます。



スポーツや芸術を
たの 楽しむようにします。

- ▶ 障害のある人が地域でスポーツを楽しむ場所を増やすようにします。また、障害のある人にスポーツを教えられる人を増やすようにします。



- ▶ 舞台の公演や作品の展示などを障害のある人も楽しめるようにします。

- ▶ 障害のある人がつくった作品などを展示するイベントを開催していきます。

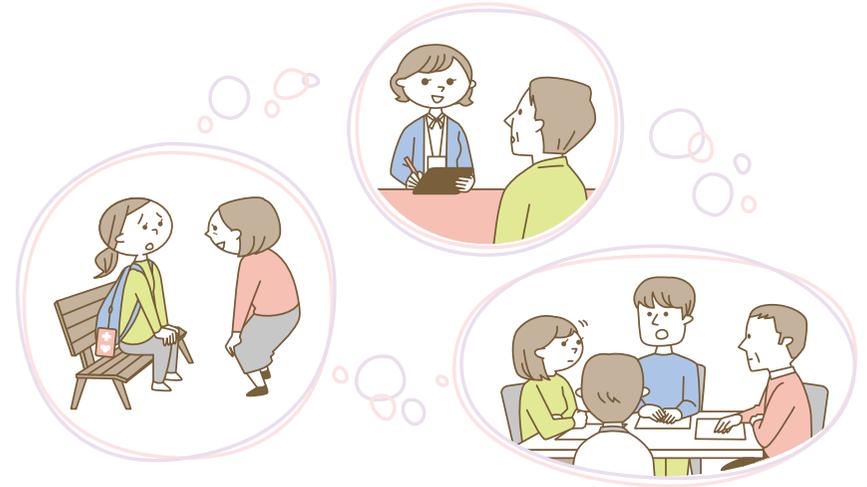
障害のある人を地域で協力して支えるために

国は「地域生活支援拠点」と
「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を
各地につくることを目標にしました。

これは、障害のある人が地域で生活することを支えるためのしくみです。

といっても何か新しい建物をつくるわけではありません。
障害福祉に関係する人たちが協力して
地域で障害のある人を支えられるようにするのです。

横浜市では、次のことをめざして取り組んでいます。



地域生活支援拠点

障害のある人や家族が
困ったときに
相談できる

家族が急に
病気になったときなど、
緊急のときに
すぐに福祉施設を使える

住む場所や
暮らし方の
体験ができる

地域の人たちが見守り、
困ったときに
助けてくれる

重い障害がある人の
支援もできる人が
十分にいる

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

困ったときにどこに
相談すればいいか
わかりやすく
教えてもらえる

病気が重くなって
入院した場合も
不安が減るように
サポートしてもらえる

入院は必要な期間だけにする

いろいろな分野の支援者が
お互いに教えあって
より上手に
支援できるようにする

障害のない人と同じように
アパートなどを借りられる

ふだんの生活で
困ったことは
サポートしてもらえる

地域の人が
障害のことを知って
困ったときには
協力してくれる

同じ障害の
ある人同士が
支え合っている

就労支援係における各事業の紹介

1 障害者就労支援センター（詳細は【資料4】参照）

就労を希望している障害者や、就労している障害者を対象に、関係機関と連携し、障害者本人への継続した支援と企業側への支援を行う、「障害者就労支援センター」を設置しています。

2 共同受注・優先調達推進事業（詳細は【資料5】参照）

(1) 横浜市障害者優先調達への取組

平成 25 年に施行された障害者優先調達推進法に基づき、「横浜市障害者就労施設等からの優先調達方針」を策定し、障害福祉事業所への発注を推進しています。

(2) 横浜市障害者共同受注事業

企業や行政からの作業や製品購入等の依頼を、障害者施設にコーディネートすることを目的に、委託により障害者共同受注センターを設置しています。

3 障害者就労啓発事業（詳細は【資料6】参照）

(1) 企業向け啓発事業

市内企業や各種団体を対象に、障害者雇用に関する出前講座を行う他、障害者雇用に係る好事例の照会や、就労促進担当による企業訪問等を行っています。

(2) 市民向け啓発事業

シンポジウムやパネル展の開催により、障害者就労への関心や理解を深めるイベントを行っています。また、令和 5 年度からは、就労継続支援 A・B 型事業所職員及び利用者を対象に、障害者雇用企業の見学会を行う新たな事業を実施しました。（詳細は「議題」で説明）

(3) 雇用創出・就労啓発事業

ふれあいショップや、わたしは街のパン屋さん（通称「街パン」）等の事業実施により、障害者の社会参加の場の提供・普及啓発を行うほか、JR 駅関内北口就労啓発施設や浦舟複合福祉施設といった横浜市の公有財産の活用による、障害者の雇用創出や障害者就労に関しての啓発を行っています。

4 その他事業

(1) 農業就労援助事業

障害当事者が、障害福祉事業所の指導員とともに農園での農作業等を通じて、農業分野をはじめとした就職に必要な基礎体力を養うほか、自立生活の訓練を行います。

(2) 随意契約認定制度（「報告」にて概要説明）

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約(※)に準ずる法人等の認定を行っています。(※行政による発注等は、原則入札や見積もり合わせや等が必要ですが、福祉関係施設等で製作された物品の買入れ若しくは役務の提供等の契約では、入札等を省略することができます。)

認定された企業は、横浜市との契約において、随意契約を行うことができます。

(3) 販路拡大、企業協働

障害福祉事業所等からの相談に応じて、自主製品販売会の開催支援や企業への発注促進等を行います。

(4) 横浜市職員採用における障害者雇用促進

本市における職員採用試験(障害者枠)の実施応援等を行います。

(5) 就労支援推進会議の運営

会議における調整、資料作成、委嘱事務

2 公共職業安定所 (ハローワーク)

障害のある方の職業紹介については、担当の専門官が求職受理に始まり、個々の状況に応じた綿密な職業相談、職業紹介等のサービスを行っています。

なお、各公共職業安定所には手話協力員が配置されています。配置日・配置時間は各公共職業安定所にお問い合わせください。また、事業主の方には、求職情報の提供や求人へのアドバイス、助成金や奨励金等についてご案内いたします。

| 名称(なまえ) | 所在地(ところ) | 電話(でんわ) | FAX | 最寄駅(よちよち) | 担当区域(たにょうく) |
|----------------|------------------------------|-----------------|--------------|--|----------------------------|
| 川崎 公共職業安定所 | 〒210-0015 川崎市川崎区南町17-2 | 044-244-8609(代) | 044-233-4343 | JR川崎駅、 京急川崎駅 | 鶴見 |
| 横浜 公共職業安定所 | 〒231-0023 中区山下町209 希冀閣内ビル | 045-663-8609(代) | 045-201-6284 | JR市営地下鉄(開内)駅、またはJR(石川町)駅、 みなとみらい線(日本大通り)駅 | 神奈川、西、中、南、港 南、保土ヶ谷、旭、磯子 |
| 横浜南 公共職業安定所 | 〒236-8609 金沢区寺前1-9-6 | 045-788-8609(代) | 045-782-9087 | 京急「金沢文庫」駅 | 金沢 |
| 港北 公共職業安定所 | 〒222-0033 港北区新横浜3-24-6 | 045-474-1221(代) | 045-474-0878 | JR市営地下鉄「新横浜」駅 | 港北、緑、青葉、都筑 |
| 戸塚 公共職業安定所 | 〒244-8560 戸塚区戸塚町3722 | 045-864-8609(代) | 045-864-7291 | JR市営地下鉄「戸塚」駅 | 戸塚、泉、栄、瀬谷 |

※公共職業安定所は、職業安定法に基づき、職業紹介を行っています。

3 神奈川県障害者雇用促進センター

障害者雇用の促進を図るため、県内の企業と就労支援機関に対する支援を行っています。

住所 ◆〒231-0026 横浜市中区寿町1-4
かながわ労働プラザ5階
TEL ◆045-633-6110(代) FAX ◆045-633-5405

4 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部 神奈川障害者職業センター

就労希望の障害のある方、障害のある方を雇用又は雇用しようとする事業主に対し、相談や支援(職業相談、ジョブコーチ支援)、復職支援(リワーク支援)を行っています。
※相談は予約制です。障害者手帳の有無は問いません。

住所 ◆〒252-0315 相模原市南区接台13-1
TEL ◆042-745-3131 FAX ◆042-742-5789

窓口…センターへ直接、または公共職業安定所(ハローワーク)

5 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部 高齢・障害者業務課

事業主の方に、障害者雇用納付金制度に基づく納付金の申告、調整金・奨励金等の申請の受付、助成金の申請の受付、障害者雇用に関する講習、情報提供・啓発活動等の業務を実施しています。

住所 ◆〒241-0824 横浜市旭区南希望が丘78
ポリテックセンター 随業
TEL ◆045-360-6010 FAX ◆045-360-6011

6 国立県営神奈川障害者職業能力開発校

障害のある方が、障害の事情等に応じてその有する能力等を活用し、職業能力の回復、増進、付与等を可能にするための職業訓練を行っています。

住所 ◆〒252-0315 相模原市南区接台13-1
TEL ◆042-744-1243 FAX ◆042-740-1497

職業能力開発促進法に基づいて、国が設置し神奈川県が運営する職業能力開発施設です。

7 神奈川能力開発センター

訓練生に対して基礎的な技能訓練を実施するとともに、寮生活を通して生活習慣や労働習慣、職業人としてのマナーなどを体得させることによって就職を促進し、その雇用の場の確保と職域の拡大を図っています。

住所 ◆〒259-1101 伊勢原市日向496
TEL ◆0463-96-4555 FAX ◆0463-96-4593



よこはまには、働く・働き続けるを支援する専門機関があります。

INDEX

障害のある方

- 働きたい!
 - 横浜市障害者就労支援センター …… ①
- 働く自信をつけたい
 - 技術を身につけたい
- 働く自信をつけたい
 - 国立県営神奈川障害者職業能力開発校… ⑥
 - 神奈川能力開発センター …… ⑦
- 仕事を探したい
 - 公共職業安定所(ハローワーク)…… ②
- 職場のことを相談したい
 - 仕事を覚えられるか不安

事業主の方

- 雇用全般の相談をしたい
 - 横浜市障害者就労支援センター …… ①
 - 神奈川県障害者雇用促進センター…… ③
 - 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部
かながわしやうがいしやくせう
神奈川障害者職業センター …… ④
- 雇用したい! (求人)
 - 公共職業安定所(ハローワーク)…… ②
- 雇っている人の支援を頼みたい
 - 横浜市障害者就労支援センター …… ①
 - 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部
かながわしやうがいしやくせう
神奈川障害者職業センター …… ④
- 助成制度はないかな
 - 公共職業安定所(ハローワーク)…… ②
 - 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部
かながわしやうがいしやくせう
高齢・障害者業務課 …… ⑤

※「はまらいぜーしょん」は、「横浜・ノーマライゼーション」の略称です。

発行：横浜市 健康福祉局 障害者自立支援課 就労支援係
TEL 045-671-3992 FAX 045-671-3566

資料 4

1 よこはま しょうがいしゃしゅうろうしえん 横浜市障害者就労支援センター

運営法人 社会福祉法人 和枝福祉会

横浜北部就労支援センター

住所 ◆ 〒226-0019 横浜市神奈川区中山町1丁目4-1
ミヨシズ・シードビル405号

TEL ◆ 045-937-3384
FAX ◆ 045-937-2778

交通 ◆ JR横浜線 横浜市営地下鉄グリーンライン中山駅より徒歩3分



職業適性を把握するため各種職業適性検査や、清掃訓練、パソコン訓練等を実施し、経験や能力、適性にあった就労支援を行います。

運営法人 公益財団法人 横浜市総合保健医療財団

横浜市精神障害者就労支援センター「ぽーとなー」

住所 ◆ 〒222-0035 横浜市港北区高島町1735
横浜市総合保健医療センター1階

TEL ◆ 045-475-0142
FAX ◆ 045-475-0106

交通 ◆ JR横浜線 横浜市営地下鉄ブルーライン新横浜駅より徒歩1分



ひとりでも多くの方が希望に合った職業生活を実現できるよう企業にも積極的に働きかけながら支援を進めます。

運営法人 社会福祉法人 同愛会

横浜西部就労支援センター

住所 ◆ 〒241-0835 横浜市旭区
柏町36-15 柏ハーモニビル202

TEL ◆ 045-390-3119
FAX ◆ 045-390-3129

交通 ◆ 相鉄いずみ野線南方面が駅より徒歩3分



横浜市の西部地域にあるセンターです。障害がある方の「働きたい」について総合的なご相談をお受けします。

運営法人 社会福祉法人 こうよう会

横浜戸塚就労支援センター

(横浜市障害者就業・生活支援センター(スタート)を併設)

住所 ◆ 〒244-0003 横浜市戸塚区
戸塚町4111 吉原ビル2階

TEL ◆ 045-869-2323
FAX ◆ 045-865-3172

交通 ◆ JR東海線 横浜西駅 横浜市営地下鉄ブルーライン戸塚駅より徒歩5分



ご本人に合わせて、関係機関と連携しながら、就労・生活面を一体的・総合的にサポートします。

運営法人 社会福祉法人 横浜やまびこの里

横浜日吉就労支援センター

住所 ◆ 〒223-0051 横浜市港北区
箕輪町2-2-2 ケイケイビル2階

TEL ◆ 045-560-1801
FAX ◆ 045-560-1808

交通 ◆ 東急東横線 横浜市営地下鉄グリーンライン日吉駅より徒歩10分



就労やその継続を目指す本人、関係機関、事業主の皆さまからの相談と支援を1歩行っています。



運営法人 社会福祉法人 電機神奈川福祉センター

横浜南部就労支援センター

住所 ◆ 〒235-0032 横浜市磯子区新杉田町8-8
ハマシップモール4階

TEL ◆ 045-775-1566
FAX ◆ 045-349-3740

交通 ◆ 京浜東北線 新杉田駅より徒歩2分、京浜東北線磯子駅より徒歩10分



～あなたの「働きたい」を応援します～
センターの説明会を開催しています。ご希望の方はご連絡お待ちしております。

運営法人 社会福祉法人 青い鳥

横浜東部就労支援センター

住所 ◆ 〒221-0045 横浜市神奈川区
神奈川12-14-17 加瀬ビル3階301

TEL ◆ 045-450-5181
FAX ◆ 045-450-5185

交通 ◆ JR京浜東北線東神奈川駅より徒歩9分、京浜東北線東神奈川駅より徒歩8分



家庭やクリニック・支援機関・企業とのトライアングル型支援で「本人の働く」をサポートします。【就労サポート説明会】を開催しています。

運営法人 社会福祉法人 泉央福祉会

横浜中部就労支援センター

住所 ◆ 〒220-0023 横浜市西区平沼
1-38-3 横浜エム・エスビル4階

TEL ◆ 045-350-2044
FAX ◆ 045-350-2644

交通 ◆ 各線横浜駅より徒歩5分、横浜市営地下鉄ブルーライン厚木駅より徒歩5分、相鉄線平沼駅より徒歩5分、京浜東北線厚木駅より徒歩5分



働くことは暮らしの一部と捉え、関係機関と連携した相談と支援を行います。また、雇主相談にも応じます。

運営法人 特定非営利活動法人 みなとカウンセリング協会

横浜上大岡就労支援センター

住所 ◆ 〒233-0002 横浜市港南区
上大岡西1-19-20 フットビル104

TEL ◆ 045-844-4402
FAX ◆ 045-844-4403

交通 ◆ 京急線 横浜市営地下鉄ブルーライン上大岡駅より徒歩4分



精神保健・臨床心理領域のスタッフがカウンセリングによって、就労の実現と継続支援、リワーク(復職)をサポートします。

よこはましょうがいしゃしゅうろうしえん 横浜市障害者就労支援センターとは…

- ◆対象者**
原則、横浜市内在住の障害児・者になります。^{※1,2}
※1 障害種別(身体障害・知的障害・精神障害等)は問いません(精神障害者就労支援センター「ぼーとなー」は精神障害者を対象)。
※2 障害者手帳のない方(自立支援医療証をお持ちの方など)の相談も受けられます。

- ◆利用について**
- ①お住まいの区にかかわらず、どのセンターでもご利用になれます。
 - ②現在就労中の方のご相談もお受けします。
 - ③事業主からの障害者雇用に関するご相談にも応じます。障害のある方を初めて雇用するときや、雇用している方への支援などを行います。ハローワーク等とも連携して、企業の障害者雇用を支えます。



※ご来所される際は**お電話でご予約ください!**
※横浜市障害者就労支援センターでは、職業の斡旋は行っておりません。

しょうらいこうしえんじぎょう しょうらいけいぞくしえんじぎょう がた
就労移行支援事業・就労継続支援事業(A型・B型)・就労定着支援事業

障害者総合支援法に基づき、一般就労等への移行に向けた支援・訓練や移行後の支援を実施します。

サービスの内容や利用のご相談は、各区福祉保健センター高齢障害者支援課にお問い合わせください。



【横浜市HP】
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/shuro/syuro-sodan-shien/syuroshien-center.html>



横浜市障害者就労支援センターの支援実績

1 相談・支援件数 ※「本人支援」は、登録者・未登録者を含む ※「その他支援」は、事業主、福祉サービス、相談支援機関、労働支援機

| | | 東部 | 南部 | 北部 | 西部 | 戸塚 | 中部 | 上大岡 | 日吉 | 精神 | 小計 | 合計 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|--------|--------|
| 平成30年度 | 本人支援 | 4,621 | 5,556 | 5,061 | 2,547 | 9,153 | 5,403 | 22,170 | 4,118 | 3,210 | 61,839 | 69,218 |
| | その他支援 | 606 | 3,712 | 151 | 75 | 1,270 | 35 | 349 | 33 | 1,148 | 7,379 | |
| 令和元年度 | 本人支援 | 6,569 | 5,430 | 5,097 | 2,773 | 10,084 | 5,205 | 16,964 | 3,695 | 2,728 | 58,545 | 64,999 |
| | その他支援 | 226 | 4,602 | 212 | 89 | 101 | 55 | 199 | 186 | 784 | 6,454 | |
| 令和2年度 | 本人支援 | 5,307 | 3,727 | 4,834 | 3,026 | 9,808 | 5,092 | 13,005 | 3,865 | 4,173 | 52,837 | 58,329 |
| | その他支援 | 165 | 3,117 | 352 | 97 | 44 | 112 | 95 | 602 | 908 | 5,492 | |
| 令和3年度 | 本人支援 | 4,455 | 3,073 | 3,823 | 2,918 | 10,696 | 5,306 | 13,205 | 3,032 | 4,345 | 50,853 | 57,191 |
| | その他支援 | 166 | 3,188 | 377 | 83 | 150 | 92 | 151 | 722 | 1,409 | 6,338 | |
| 令和4年度 | 本人支援 | 4,690 | 2,922 | 3,984 | 2,585 | 10,892 | 4,637 | 14,124 | 2,882 | 4,409 | 51,125 | 58,362 |
| | その他支援 | 306 | 3,772 | 300 | 99 | 324 | 147 | 225 | 603 | 1,461 | 7,237 | |

2 登録者数

() は新規登録者数 (人)

| | 東部 | 南部 | 北部 | 西部 | 戸塚 | 中部 | 上大岡 | 日吉 | 精神 | 合計 |
|--------|------------|------------|------------|------------|-------------|------------|--------------|------------|------------|---------------|
| 平成30年度 | 311 (62) | 630 (90) | 515 (48) | 347 (26) | 832 (49) | 463 (39) | 1,032 (44) | 165 (30) | 258 (58) | 4,553 (446) |
| 令和元年度 | 375 (88) | 691 (85) | 454 (35) | 372 (47) | 846 (94) | 479 (37) | 859 (52) | 167 (18) | 298 (81) | 4,541 (537) |
| 令和2年度 | 331 (48) | 721 (71) | 417 (36) | 395 (41) | 845 (77) | 411 (34) | 627 (3) | 172 (13) | 230 (79) | 4,149 (402) |
| 令和3年度 | 297 (36) | 708 (60) | 378 (25) | 407 (30) | 870 (111) | 415 (40) | 649 (34) | 167 (11) | 226 (85) | 4,117 (432) |
| 令和4年度 | 294 (47) | 646 (59) | 306 (20) | 411 (46) | 900 (100) | 409 (41) | 680 (36) | 159 (13) | 219 (60) | 4,024 (422) |

(1) 登録者数の内訳（求職支援者数）

(人)

| | 東部 | 南部 | 北部 | 西部 | 戸塚 | 中部 | 上大岡 | 日吉 | 精神 | 合計 |
|--------|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|----|-----|-------|
| 平成30年度 | 105 | 223 | 176 | 66 | 282 | 155 | 595 | 41 | 194 | 1,837 |
| 令和元年度 | 125 | 242 | 133 | 76 | 227 | 189 | 456 | 33 | 212 | 1,693 |
| 令和2年度 | 82 | 245 | 116 | 94 | 238 | 120 | 279 | 40 | 159 | 1,373 |
| 令和3年度 | 53 | 202 | 106 | 93 | 230 | 101 | 282 | 37 | 155 | 1,259 |
| 令和4年度 | 27 | 150 | 66 | 88 | 217 | 96 | 284 | 17 | 141 | 1,086 |

(2) 登録者数の内訳（定着支援者数）

(人)

| | 東部 | 南部 | 北部 | 西部 | 戸塚 | 中部 | 上大岡 | 日吉 | 精神 | 合計 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-------|
| 平成30年度 | 206 | 407 | 339 | 281 | 550 | 308 | 437 | 124 | 64 | 2,716 |
| 令和元年度 | 250 | 449 | 321 | 296 | 619 | 290 | 403 | 134 | 86 | 2,848 |
| 令和2年度 | 249 | 476 | 301 | 301 | 607 | 291 | 348 | 132 | 71 | 2,776 |
| 令和3年度 | 244 | 506 | 272 | 314 | 640 | 314 | 367 | 130 | 71 | 2,858 |
| 令和4年度 | 267 | 496 | 240 | 323 | 683 | 313 | 396 | 142 | 78 | 2,938 |

3 新規就職者数

(人)

| | 東部 | 南部 | 北部 | 西部 | 戸塚 | 中部 | 上大岡 | 日吉 | 精神 | 合計 |
|--------|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|-----|
| 平成30年度 | 19 | 33 | 10 | 12 | 77 | 14 | 54 | 13 | 28 | 260 |
| 令和元年度 | 39 | 43 | 11 | 19 | 77 | 24 | 84 | 19 | 29 | 345 |
| 令和2年度 | 28 | 33 | 10 | 16 | 49 | 9 | 52 | 9 | 32 | 238 |
| 令和3年度 | 15 | 30 | 8 | 17 | 70 | 22 | 73 | 12 | 45 | 292 |
| 令和4年度 | 10 | 27 | 9 | 16 | 70 | 15 | 82 | 16 | 39 | 284 |

※「戸塚」は障害者就業・生活支援センターを併設しておりその件数を含む

※「精神」の対象は精神障害者のみ。

横浜市障害者優先調達推進への取組及び 横浜市障害者共同受注事業について

■横浜市障害者優先調達推進への取組

平成 25 年に施行された障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）に基づき、国や地方公共団体等は、毎年度、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るための方針を策定することになっています。

これに基づき、本市では7月3日に「令和5年度 横浜市障害者就労施設等からの優先調達方針」を策定しました。

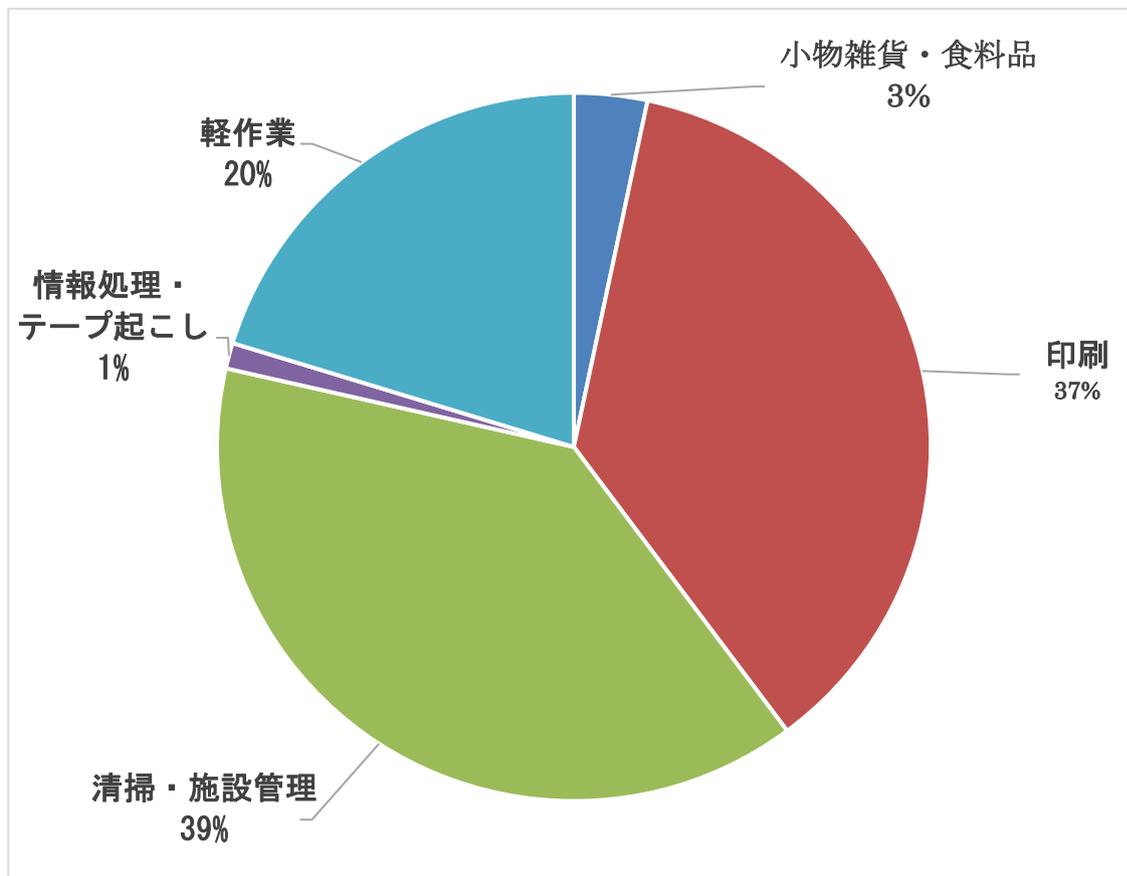
1 令和5年度の調達方針（要旨）

- (1) 横浜市では、前年度の調達実績額（4億3,109万6,188円）を上回るよう努める。
- (2) 区局等では、前年度の調達実績額を上回るよう努める。

2 令和4年度の調達実績

総額：4億3,109万6,188円（目標：前年度実績4億749万3,249円を上回る）

令和4年度の調達件数内訳（参考）



3 横浜市からの優先調達事例

(1) イベント啓発用の自主製品の購入

イベント等のノベルティとして、障害者施設で製作した自主製品を購入し、配布しています。自分が住んでいる地域に、どのような障害者施設があって、どういう取組をしているのか、市民のみなさまに知ってもらおうきっかけになっています。

(2) 歩道清掃業務委託

中土木事務所では、「よこはま障害者共同受注総合センター わーくる」を活用して歩道清掃を委託する事業所を公募し、依頼しました。日本大通りや山下公園通りといった横浜の観光地周辺の景観を美しく保っています。

(3) 校内清掃の一部

学校では、教職員の働き方改革の一環として、これまで教職員が行っていたプール清掃やエアコン清掃等、校内清掃の一部を障害者施設に発注しています。

4 優先調達のさらなる推進の取組

(1) ハートオーダー通信

優先調達に関する事例や実績等を、庁内のウェブサイトへ定期的に掲載し、周知しています。昨年度は、名刺印刷、革製品、令和3年度の実績、クリアファイル作成について掲載しました。今年度も引き続き、庁内に向けて事例等を周知します。

(2) 各種会議の出席

横展開が期待される事例に関わる本市区局の会議等に出向き、障害者施設等への作業発注のお願いと説明を行いました。

■横浜市障害者共同受注事業

横浜市では、企業や行政からの作業や製品購入等の依頼を、障害者施設にコーディネートすることを目的に、委託により障害者共同受注センターを設置しています。

横浜市から委託を受けた「よこはま障害者共同受注総合センター わーくる」を中心に、市内の障害者就労施設等からの商品売買や清掃等の役務の契約受注を推進しています。

【よこはま障害者共同受注総合センター「わーくる」とは？】

市内障害者施設における作業内容等の情報を管理し、企業や行政等からの受注窓口として、加盟施設への作業斡旋・調整等を行っています。1施設では対応が難しい案件についても、複数の施設により受注できるよう調整を行います。

○問合せ先 電話 306-9910 FAX 306-9911



わーくる HP

1 「よこはま障害者共同受注総合センター わーくる」による受注促進

(1) 事業所登録状況

R 4： 426か所、 R 3： 383か所

(2) 受注調整状況

(単位：件)

| | 相談 件数 | 受注数 | | | | | 受注 不可 | 情報 提供 ほか | 受注 金額 | |
|-----|----------|-----|-----|-----|-----|---------|----------|----------------|----------|------------|
| | | 行政 | 新規 | 民間 | 新規 | 新規 計 | | | | |
| R 4 | 533 | 327 | 210 | 124 | 117 | 61 | 185 | 43 | 96 | 約 5,482 万円 |
| R 3 | 548 | 341 | 240 | 163 | 101 | 52 | 215 | 42 | 80 | 約 5,940 万円 |

※受注不可の主な理由：仕様や金額、納期面の折り合いがつかず、調整ができなかった等

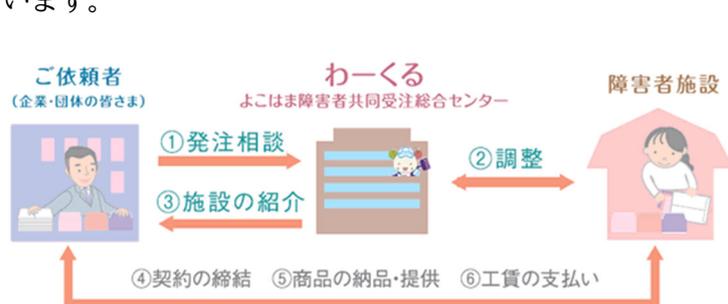
<参考> 主な受注内容

公園・歩道のゴミ拾い清掃、小中学校のプール清掃、教室のワックスがけ、資料等の封入、資料の修正、封筒・冊子・リーフレット等の印刷、
 コロナウイルス対策用品梱包・発送、イベントでの自主製品（工芸品、食品）の販売等

(3) 受注促進に向けた取組

ア ホームページへの受注作業例掲載

相談者が依頼できる作業をイメージしやすいよう、ホームページ上にて受注作業例を紹介しています。



マスコットキャラクター
『じゅチューくん』

イ 研修会について

登録事業所を対象に役務ノウハウ等の習得を目的に実施しています。

<主な実施内容>インボイス制度研修会 (R 5)、プール清掃見学会 (R 5、R 4)、清掃作業研修 (R 3)、電子決済導入説明会 (R 3)、教室ワックスがけ研修 (R 2)

2 横浜市の受注支援への取組例

(1) 相鉄沿線駅前マルシェの開催支援

次ページ記者発表資料参照

(2) 障害福祉事業所等への受注支援

横浜市職員 (会計年度任用職員) が企業や学校等に訪問し、自主製品・作業の受注例の紹介を行い、受注の促しや、学園祭への出店支援を行っています。

障害福祉事業所の自主製品販売会 「相鉄沿線駅前マルシェ」を開催します！

横浜市内の障害福祉事業所では、利用者が製作したパンや焼き菓子をはじめ、布製品や革小物等の様々な自主製品の製作や販売を行っています。この取り組みを通じ、利用者の一般就労等に向けたスキルの向上や、工賃の向上を目指しています。横浜市においても、様々な関係機関や企業と連携しながら、販売会の開催支援等を行い、障害福祉事業所の受注を推進しています。

今回、相模鉄道株式会社・株式会社相鉄ビルマネジメントの協力のもと、旭・泉・瀬谷・保土ヶ谷の4区の障害者自立支援協議会(※)が連携し、相鉄線の4駅で10月23日(月)～27日(金)に販売会を行います。

昨年度は、たくさんのお客様にお越しいただき、大盛況の販売会となりました。

これを機会に、販売会等で一層の連携を図っていきます。ぜひ、皆様お立ち寄りください。

◆日時 10月23日(月)～27日(金) 11時～14時(旭区のみ15時まで)

◆開催場所・販売予定品

○【ジョイナステラス二俣川 100周年サークル広場(旭区)】

販売予定品：パン、焼き菓子、コーヒー、プリン、ドライ野菜、ドライフルーツ、
織物・布・毛糸・ビーズ製品、刺し子、エコクラフト、手作り石けん・ノートなど

○【緑園都市駅前(泉区)】

販売予定品：焼き菓子、食品、ドライフルーツ、コーヒー、手芸品、木工・革製品など

○【瀬谷駅前(瀬谷区)】

販売予定品：ドライ野菜、ドライフルーツ、コーヒー、パン、焼き菓子、アクセサリ雑貨、
キラキラたわし、刺し子ふきん、木工品など

○【星川駅1階広場(保土ヶ谷区)】

販売予定品：パン、ピザ、焼き菓子、梅干し、とうふ、かりんとう、レトルトカレー、
コーヒー、陶器、ビーズ・クラフト・布・木工・革製品など

※障害者自立支援協議会とは

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき設置されており、障害のある方がそれぞれの地域で安心した生活が送れるように、障害者施設や行政、当事者が連携し、地域課題の解決にむけた活動を行っています。



昨年の販売会の様子

裏面あり

横浜市内の障害者施設への発注をお待ちしています

横浜市では、市内の障害福祉事業所の共同受注を推進するため、企業・団体の皆様からのご依頼を、障害者施設にコーディネートする「わーくる(よこはま障害者共同受注総合センター)」を設置し、運営を行っています。

市内 600 以上の障害者施設の多くでは、障害のある方たちが、企業・団体や行政から様々なニーズに応え、商品の製造・販売や軽作業等に携わって働いています。

「この仕事は頼めるかな?」というご相談から承りますので、お気軽にご連絡ください!

発注いただいている作業の例

- ① 印刷(名刺・チラシ等の印刷)
- ② 点字・点訳
- ③ 軽作業(文書や資料等の封入作業、部品の組立、袋詰め、製品の検品等)
- ④ 事務作業(データ入力・テープ起こし等)
- ⑤ 外作業(ビルや公園等での清掃・花壇の手入れ・ポスティング等)
- ⑥ 自主製品販売(布製品、紙・革工芸品等、パンやクッキー等の食品)
- ⑦ イベント出店や企業内での昼食販売等(布製品、紙・革工芸品等、パンやクッキー等の食品)

【よこはま障害者共同受注総合センター わーくる お問合せ先】
(運営法人:社会福祉法人横浜市社会福祉協議会)

(横浜市中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター9階)
TEL:045-306-9910 FAX:045-306-9911
E-mail:juchuu@yokohamashakyo.jp
HP:https://www.yokohama-juchuu.jp/



マスコットキャラクター
「じゅちゅうくん」

お問合せ先

(横浜市の障害者施設の発注について)

健康福祉局障害自立支援課長 今井 智子 045-671-4130

(「相鉄沿線駅前マルシェ」の販売について)

| | | |
|-------|--------------|--------------------------------------|
| 旭 区 | 地域自立支援協議会 | 担当: NPO 法人カプカプ 鈴木 045-953-6666 |
| 泉 区 | 障害福祉自立支援協議会 | 担当: NPO 法人いずみの輪 和輪工房 宮地 045-410-6228 |
| 瀬谷区 | 障害者地域自立支援協議会 | 担当: NPO 法人でっかいそら 望月 045-442-3861 |
| 保土ヶ谷区 | 地域自立支援協議会 | 担当: NPO 法人ほどがやカルガモの会 武藤 045-342-0433 |

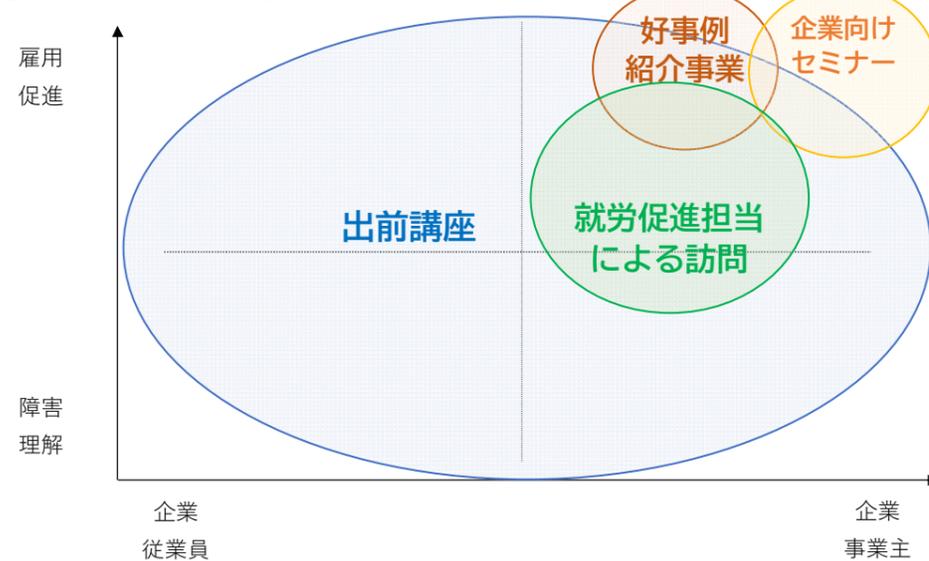
就労啓発事業は、障害者の「就労」について、当事者、企業（事業主・従業員）、障害福祉関係者、市民(地域)等に広く知っていただくことにより、就労機会の拡大や、「働く」ことを通じた障害理解の促進につなげることを目的とし、シンポジウム、研修、公共施設の活用など、様々な形で実施しています。

(※第4期障害者プランにおいても、「多様な働き方や障害者就労に対する理解促進」を取組のひとつとして掲げています。)

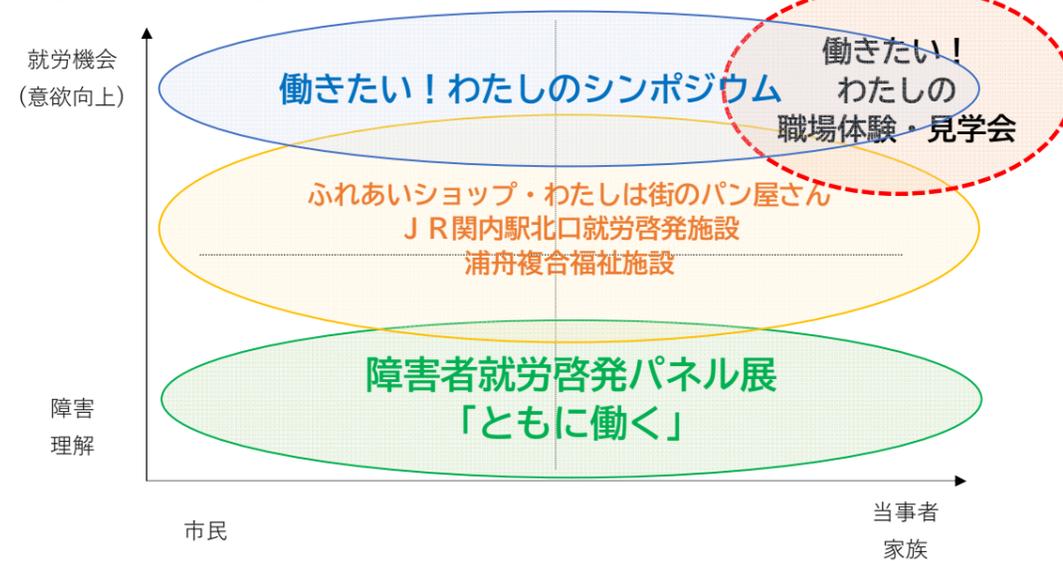
今後も引き続き、就労啓発事業をより効果的に実施できるよう、ターゲット層や実施手法等について検討を進めています。

| 事業 | ターゲット層 | | | | | 実施方法等 | 雇用促進 | (就労機会 意欲向上) | 障害理解 |
|-------------|----------------------|-------------|-------------|-------------|------------|---|------|----------------|------|
| | 当事者・家族 | 企業 (事業主) | 企業 (従業員) | 障害福祉 関係者 | 市民 (地域) | | | | |
| 企業向け啓発事業 | 出前講座 | | ○ | ○ | | 企業や経済団体等に出向き、障害者雇用に関する講座を実施 | ○ | | ○ |
| | 障害者雇用好事例紹介事業 | | ○ | | | 障害者雇用検討している企業を主対象に、横浜市内の障害者雇用企業の雇用の工夫や取組を紹介し、雇用促進を図る | ○ | | |
| | 就労促進担当職員による訪問 | | ○ | | | 地元企業を中心に訪問を行い、障害者雇用の検討や実習受入れの協力を促す | ○ | ○ | |
| | 企業向けセミナー ※神奈川県共催 | | ○ | | | 雇用0人企業を対象とした、雇用企業の体験談の紹介や雇用に関する質疑応答等をメニューとする、小規模セミナーの実施 | ○ | | |
| 市民向け啓発事業 | 働きたい！わたしのシンポジウム | ○ | | | ○ | 当事者の経験談や支援機関の紹介等を通じ、働くということに対する理解促進を図る | | ○ | |
| | 障害者就労啓発パネル展「ともに働く」 | | | | ○ | 障害者就労について考える機会を提供し、理解促進を図る | | | ○ |
| | 働きたい！わたしの職場体験・見学会 | ○ | | | ○ | 福祉的就労をしている利用者・施設職員を対象に、地域の障害者雇用企業の見学を通じて、具体的な就労イメージを持つ機会を提供する | | ○ | |
| | 就職面接会 ※労働局・神奈川県共催 | ○ | ○ | | | 求職中の当事者が求人企業と一同に会す面接会を実施し、雇用機会の拡大を図る | ○ | ○ | |
| 雇用創出・就労啓発事業 | ふれあいショップ | ○ | | | ○ | 公共施設内に飲食物の提供等を行う店舗を設置し、障害者を雇用し、広く市民に障害者就労を知る機会を提供する | | ○ | ○ |
| | わたしは街のパン屋さん | ○ | | | ○ | 市内にある障害福祉事業所で働く利用者が作成したパン等を市庁舎内で販売し、障害理解の促進や事業所の販売力の向上を図る | | ○ | ○ |
| | J R関内駅北口就労啓発施設 | ○ | | | ○ | 当該施設を障害者雇用及び雇用を通じた地域連携を図る事業者に貸付を行い、雇用の創出、障害理解の促進を図る | | ○ | ○ |
| | 浦舟複合福祉施設 | ○ | | | ○ | 当該施設の一部を障害者雇用及び雇用を通じた地域連携を図る事業者に貸付を行い、雇用の創出、障害理解の促進を図る | | ○ | ○ |

【企業向け啓発事業】



【市民向け啓発事業、雇用創出・就労啓発事業】



障害者就労啓発事業について

1 企業向け啓発事業

(1) 出前講座

市内企業や各種団体を対象に、障害者雇用に関する出前講座を実施します。

実施申込は随時受付けています。

講座内容例：障害理解、雇用事例紹介、仕事の創り出し、雇用上の留意事項 など

【令和4年度実績】実施件数：9件 参加社数：30社

(2) 障害者雇用好事例紹介事業

企業を対象に、障害者雇用の理解と促進を図るため、雇用に関して独自の工夫や努力を行っている企業の取組内容を、「横浜市障害者雇用好事例集」として紹介しています。

<新規掲載企業>：グリービジネスオペレーションズ株式会社
工藤建設株式会社 など



障害者雇用
好事例紹介事業
ホームページ

(3) 就労促進担当職員による企業訪問

市内地元企業を中心に職員が訪問し、障害者雇用の検討の促しや、それに伴う相談対応、職場実習受入れの協力依頼等を行います。

(4) 企業向けセミナー「障害者雇用のための企業交流会 ともに働く」

中小企業等が今後の障害者雇用のファーストステップ、もしくは職場定着や次なる雇用に向けたセカンドステップを進めるためのきっかけづくりを目的に、神奈川県雇用労政課が主催する企業交流会について、共催により実施します。

【令和5年度実績】

| | |
|-----|--|
| 日程 | 令和5年10月2日(月) |
| 会場 | 横浜市庁舎1階 市民協働推進センター スペースA・B |
| 参加者 | 会場20名(定員30名)、オンライン33名 |
| 内容 | <p>1, ミニセミナー 「障害者雇用の仕組みについて」 講師 神奈川県障害者雇用促進センター</p> <p>2, 先輩企業の障害者雇用事例紹介 講師 森紙業株式会社関東事業所(戸塚区) 横浜市障害者就業・生活支援センター スタート(戸塚区)</p> <p>3, グループワーク・意見交換 ファシリテーター 横浜市障害者就労支援センター</p> |

2 市民向け啓発事業

(1) 働きたい！わたしのシンポジウム

障害のある方に働くことへの理解を深め、働きたいと思えるような意識づけを行うことを目的に、障害者雇用企業や働く当事者の講演会、支援機関や当事者のクロストーク等からなるシンポジウムを毎年実施しています。

【令和5年度実施予定】

| | |
|--------|---|
| 日程 | 令和6年2月7日(水) |
| 会場 | 横浜市社会福祉センター ホール |
| 内容(予定) | 第1部 『当事者の方からの体験談』(※) 第2部 『講演 ～(仮称)就労前に身に付けたい！職業準備性について～』 |

※令和5年度は、発表いただく当事者の方を公募により決定します。

【令和4年度開催実績】

| | |
|-----|---|
| 日程 | 令和5年2月2日(木) |
| 会場 | 横浜市健康福祉総合センター 4階ホール |
| 参加者 | 会場参加：77名 You Tube 再生回数：336回 |
| 内容 | 第1部 ・ミニ講演会(星槎大学 教授) ・企業や自治体で働く当事者と同じ職場で働く方が登壇し、就労までのプロセスや現在の仕事内容、企業の取組等について紹介 第2部 ・第1部の登壇者とファシリテーター(星槎大学 教授)によるリレートーク |



シンポジウム
ホームページ

(2) 障害者就労啓発パネル展「ともに働く」

来庁する市民及び本市職員に障害者就労への関心を持っていただき、「気づき」のきっかけになることを目的に開催します。

【令和5年度実績】

| | |
|----------------------|--|
| 日程 | 令和5年9月13日(水)～26日(火) 午前9時～午後9時 注) 13日は午後1時から、26日は午後4時まで |
| 会場 | 市庁舎1階 展示スペースB |
| 内容 | <p>① 障害者就労に関するパネル展示 ② 市内障害者就労の映像配信 (tvkハマナビ) ③ アンケート回答者へのノベルティプレゼント (福祉事業所自主製品)</p>  |
| 参加者 アンケート (抜粋) | <p>○あなたが一番印象に残ったパネルや感想などを教えてください。</p> <p>①一番印象に残ったパネル 障害について考える、障害のある人は働けない？、働く上での合理的配慮、自分らしく働く、わたしは街のパン屋さん</p> <p>②感想</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の理解や協力があれば、一般の職場でも働けることをより広めていくとよい。 ・雇用促進の上で、障害のある方とのコミュニケーションが重要だと思う。 ・障害があっても、間違えてはいけない仕事もしっかりしてくれているので助かる。 ・どうすれば理解を促進できるか、考えるきっかけになった。 ・自分らしい働き方がもっと尊重されるべきだと思う。 ・生き生きとしている様子が伝わったが、本当にやりたい仕事なのか疑問も残った。 |

(3) 「働きたい！わたしの職場体験・見学会」※議題1でご説明します。

市内の就労継続支援A・B型事業所職員及び利用者を対象に、障害者雇用企業の見学会を行い、「企業で働く」ことの具体的なイメージを持つことで、就労の促進を図ることを目的に開催します。

(5) 就職面接会

市内企業等を管轄する公共職業安定所が主催する市内障害者を対象にした就職面接会について、共催により実施します。

【令和5年度実施予定】

| | |
|-----|-------------------------------------|
| 日程 | 令和5年6月28日(水)、12月20日(水)、令和6年2月28日(水) |
| 主催 | 横浜公共職業安定所 |
| 会場 | 横浜市技能文化会館 |
| 参加者 | 延べ600人、54社(予定) |

【令和4年度実績】

| | |
|-------|--|
| 日程 | 1回目：令和4年10月25日(火)、2回目：令和5年2月16日(木) |
| 主催 | 1回目 3か所の公共職業安定所(横浜、横浜南、港北) 2回目 5か所の公共職業安定所(横浜、戸塚、川崎、横浜南及び港北)と神奈川労働局 |
| 会場 | 横浜武道館 |
| 参加者結果 | 1回目：求職者295人 参加事業所56社 2回目：求職者304人 参加事業所58社 |

雇用創出・就労啓発事業について

1 ふれあいショップ

(1) 事業内容

障害者の就労の場を確保するとともに、障害福祉に対する市民理解を促進することを目的に、公共施設内において、運営法人によるカフェや売店を設置し、飲食物の提供や障害福祉施設の自主製品等の販売を実施しています。

(2) 営業体制等

○スタッフ体制 店長：1名 /サポート店員：必要に応じて /従業員（障害者）：常時1名以上

○営業日 週5日以上

(3) 運営店舗一覧（令和5年10月1日現在）

| | 店舗名 | 所在施設 | 運営事業者 | 開設 |
|---|-------------|-----------------|---------------------------|-----|
| 1 | ハトポッポ | 青葉区総合庁舎 | (福) 和枝福祉会 | H7 |
| 2 | みなと | 臨港パーク | (特非) 横浜市手をつなぐ育成会 | H8 |
| 3 | ばあーす★でい | 日産スタジアム | (公財) 横浜市知的障害者育成会 | H10 |
| 4 | 愛あい | 横浜市脳卒中・神経脊椎センター | (公財) 横浜市知的障害者育成会 | H11 |
| 5 | のげやま | 中央図書館 | (特非) 横浜市手をつなぐ育成会 | H13 |
| 6 | クレヨン | 複合施設かるがも | (福) 偕恵園 偕恵いわまワークスぷらねっと | H14 |
| 7 | しゅしゅセンター南店 | 都筑区総合庁舎 | (福) ル・プリ | H18 |
| 8 | marine blue | 横浜市庁舎 | (公財) 横浜市知的障害者育成会 | R2 |



横浜市庁舎3階

ふれあいショップ marine blue

2 わたしは街のパン屋さん(通称：街パン)

(1) 事業内容

障害者の社会参加の場の提供、普及啓発及び販売力の向上等を図ることを目的に、横浜市内の障害福祉事業所の出店により、障害者施設で製作したパンを横浜市庁舎内で販売しています。販売にあたっては、事業所職員だけでなく障害当事者も参加しています。

(2) 開催日時及び会場

○毎週水曜日・金曜日 12時から13時まで

○横浜市庁舎2階 多目的スペース

(3) 出店事業所

各日2事業所ずつ ※事業所はよこはま障害者共同受注総合センター わーくるにより募集



3 JR 駅関内北口就労啓発施設

(1) 事業内容

市が所有する中区港町の JR 駅関内北口就労啓発施設を活用して、障害者1名以上の雇用、障害者就労に関して市民や企業等の理解を促進するための啓発活動、障害者のスポーツや文化・芸術活動の振興を行っています。事業の実施にあたっては、実施が可能な一般企業を公募した後、選定された一般企業へ建物の貸付けを行い、実施しています。

(2) 現運営法人及び事業内容

○東日本旅客鉄道株式会社(café ツムギ station at Yokohama Kannai)

○カフェ運営 / 現在8名の障害者を雇用

(3) 貸付期間

令和3年1月6日～令和7年12月31日 (5年間)

(4) <参考>建物概要

| | | | |
|--------|---------------------|------|------------|
| 貸付物件 | J R 関内駅北口 就労支援施設 | 所在地 | 中区港町2丁目9-5 |
| 最寄駅 | J R 関内駅 | 敷地面積 | 102.32㎡ |
| 構造/築年数 | 地上1階建て/新築 | | |
| 床面積 | 65.29㎡ (予定) | | |



café ツムギ外観



店内では株式会社オリィ研究所の分身ロボット「OriHime (オリヒメ)」を活用し、遠隔操作にて、ご自宅等から障害者のある方が働いています。

4 浦舟複合福祉施設

(1) 事業内容

市が所有する南区浦舟町にある浦舟複合福祉施設9階の一部を活用して、障害者60名以上の雇用、障害者就労に関して市民や企業等の理解を促進する啓発活動を行っています。事業の実施にあたっては、実施が可能な一般企業を公募した後、選定された一般企業へ建物の貸付けを行い、実施しています。

(2) 現運営法人(事業所)及び事業内容

○パーソルサックス株式会社 (よこはま夢工房)

○市民や企業を対象としたクッキー販売を実施 / 現在80名弱の障害者を雇用

(3) 貸付期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日 (5年間)

(4) <参考>建物概要

| | | | |
|--------|---|------|--------------------------|
| 建物名 | 浦舟複合福祉施設 | 所在地 | 南区浦舟町3丁目46番地 |
| 最寄駅 | 市営地下鉄「阪東橋」駅下車徒歩5分 | 敷地面積 | 2,865.54 m ² |
| | | 延床面積 | 22,880.45 m ² |
| 構造/築年数 | 鉄筋コンクリート構造/地上12階・地下2階/昭和42年11月築 | | |
| 床面積 | 732.65m ² (延床面積911.08m ²) 9階(一部) | | |

1 事業の概要・目的について

【事業概要・目的】

障害福祉事業所の利用者が、民間企業等の職業体験・見学会を通して働くことへのイメージ作りや、ライフプランを考えるきっかけにしてもらうことで、一般就労に向けたモチベーションを想起するきっかけとしてもらうことを目的としています。

利用者のニーズ

- ・将来、一般企業に就労したい。
- ・一般企業で働く様子を見て、自分でもできるか考えてみたい。

事業所職員のニーズ

- ・利用者の就労意欲を喚起したい。
- ・利用者が一般就労を目指すうえで、支援者に求められることを知りたい、確認したい。

事業実施による効果

- 利用者が、将来一般企業で働くことへのイメージを持つことで、自身のライフプランの選択の幅を広げる。
- 同行する事業所職員が企業現場を体験・見学することで、企業側が重視している点を改めて認識し、利用者本人の支援プログラムに反映させる。
- 企業が地域の障害福祉事業所と連携することで、新たな雇用開拓先や事業連携先としての可能性を探る。

2 「就業体験研修」からの変更点

「働きたい！わたしの職業体験・見学会」については、従来障害福祉事業所の職員向けに実施していた「就業体験研修」を組み換え、実施しました。

【参考】就業体験研修

障害福祉事業所の職員が、障害者雇用に対する企業の考え方やニーズなど、企業からの視点を理解することにより、障害者の働きたいという思いを実現させるための知識や技術を習得する。

- 各企業を訪問し、実際に働く障害のある方と共に、1日体験研修を行う。
- その後、体験研修参加者を対象に、全体振り返り会を行う。

【主な変更点】

- 対象者を、利用者にも拡大し事業所職員と共に、一般企業で働くイメージを持ってもらう。
- 市内18区を4ブロックに分け、今後、地域連携を視野に、近隣地域での参加及び受入れを行った。(一部市内全域受入れ企業もあり。)

| 事業名 | 対象者 | 対象地域 |
|----------|-----------|--------------|
| 就業体験研修 | 事業所職員 | 市内全域 |
| 職業体験・見学会 | 利用者・事業所職員 | 地域ブロック別・市内全域 |

3 令和5年度の実施結果

【実施期間】

令和5年7月5日(水)～8月9日(水) 各社1～2回(計16回)

◆事業所数

| 申し込み事業所数 | 参加事業所数 |
|----------|--------|
| 31事業所 | 22事業所 |

◆参加者数

| 利用者 | 職員 | 計 |
|-----|-----|-----|
| 37名 | 22名 | 59名 |

◆参加利用者の障害種別(※重複障害含む)

| 身体 | 知的 | 精神 | 不明 | 計 |
|----|-----|-----|----|-----|
| 0名 | 17名 | 17名 | 6名 | 40名 |



※当日写真(写真提供:生活協同組合ユーコープ)

【体験・見学会の当日の流れ(例)】

障害福祉事業所の利用者及び職員が直接企業を訪問

- ①企業概要、業務内容のガイダンス
- ②実際の業務を見学・体験
例：品出し、陳列作業等、施設内等の清掃、事務補助、ノベルティの作成など
- ③参加障害福祉事業所の活動内容紹介、担当者や障害のある社員の方との意見交換

【全体講評】

参加対象者を障害福祉事業所職員から利用者と職員向けにした点は、利用者、事業所職員、受入企業のいずれからも概ね好評をいただきました。

民間企業の職業体験会は近年増えているものの、採用を見据えたものが多い為、今回のように就労の体験と見学のみを目的とした形式が、利用者にとっても参加しやすかったようです。

また、地域連携を視野に、近隣地域での参加及び受入れを行いました。実際の応募では市域全域に申し込む事業所が多数でした。市域全域は3企業中、2企業が事務系であった為、業務で選んだ事業所が多かったようです。

一方で、企業には、対象者の個人情報事前に伝えず、また当日の進行を企業に委ねた点もあり、「事前に利用者の希望職種や得意領域を確認できればよかった(企業)」「内容がわかっていたらもっとニーズにあう利用者がいた(事業所職員)」といった意見も見られました。

※ その他詳細は別紙『アンケート結果』を参照

4 来年度以降の実施について

次年度以降は、見学実習ニーズに合わせた内容の再検討を行い、プログラム例を提示するなどし、内容が事前に見えやすい形としていきます。また、実施を通じて、企業と障害福祉事業所双方の事業内容を知ることによって、顔が見える関係作りや地域連携が進むように働きかけていきたいと考えています。

令和5年度 障害のある方の 「働きたい！私の職業体験・見学会」を実施します！

横浜市では、障害のある人もない人も、個々の希望に合わせた「働きかた」が選択できるように、障害者の就労支援に取り組んでいます。

このたび、障害福祉サービス事業所等(以下「障害福祉事業所」)の利用者本人が、障害者雇用企業での仕事を実際に体験する「働きたい！私の職業体験・見学会」を実施することとしました。従来職員向けに実施していた研修を組み換え、今年度より初めて利用者向けに体験・見学会を行うものです。

この職業体験・見学会を通して、障害のある人の働くことのイメージ作りやライフプランを考えるきっかけ作りとなることを目的としています。

1 参加福祉事業所数及び参加者数

23事業所 約70名※

※利用者とその職員の合計

2 受入れ企業数

10社(裏面参照)

3 実施期間と回数

令和5年7月5日(水)から8月9日(水)まで
各社1~2回(計16回)

4 実施内容

- ・企業担当者から事業、業務内容のガイダンス
- ・実際の業務を体験・見学
- ・企業担当者や障害のある社員の方との意見交換

5 事業のねらい

- ・障害のある方が、一般企業で働くことへのイメージを持つことで、ライフプランの選択の幅が広がる。
- ・同行する障害福祉事業所の職員が、企業側が働くうえで重視している点を認識し、障害者福祉事業所の支援プログラムに反映できる。
- ・企業が、新たな雇用開拓先や事業連携先として地域の障害福祉事業所と連携することで地域共生社会に貢献できる。

以前職員向けに行った研修の様子



裏面あり

【令和5年度 受入れ企業一覧】

| 地域 | 企業名・事業所名 | 障害者が従事している 仕事内容 | 日程 |
|----------|--------------------------|--------------------------|--|
| 東部 | 社会福祉法人 横浜市福祉サービス協会 | 事務補助・施設内清掃 | ・8月7日(月) のうち2時間程度 |
| 東部 | まいばすけっと株式会社 | スーパーでの品出し、 陳列作業 | ・7月11日(火) 10:30~13:00 ・7月11日(火) 12:30~16:30 |
| 西部 | 生活協同組合ユーコープ | 品出し、商品搬出入、 カート・カゴだし | ・7月18日(火) 10:00~11:30 ・8月1日(火) 14:00~15:30 |
| 西部 | 社会福祉法人はとの会 | 園内清掃・保育補助 | ・7月19日(水) のうち半日程度 ・8月3日(木) のうち半日程度 |
| 南部 | 株式会社コスメディア ラボラトリーズ | 化粧品製造ラインでの 作業補助 | ・7月14日(金) 午前 |
| 南部 | 公立大学法人 横浜市立大学 | 大学事務補助 校内環境整備・軽作業 | ・7月12日(水) 午前 |
| 北部 | 工藤建設株式会社 | 施設内清掃 | ・7月7日(金) 午前 ・7月27日(木) のうち半日程度 |
| 市内 全域 | リゾートトラスト株式会社 | ノベルティ作成 事務補助他 | ・8月9日(水) 午前 ・8月9日(水) 午後 |
| 市内 全域 | 富士フィルムビジネス エキスパート株式会社 | 館内会議室・食堂環境整備、 事務系軽作業他 | ・7月26日(水) 午前 ・8月9日(水) 午前 |
| 市内 全域 | 聖マリアンナ医科大学病院 | 布団整備、院内手すり等消毒、 車椅子清掃他 | ・7月6日(木) 午後 |

現地取材について

希望される場合は、下記お問い合わせに、開催日の2開庁日前の10時までにお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

企業様への直接のご連絡はご遠慮下さい。

※企業によっては、取材をお受けできない場合があります。あらかじめご了承ください。

お問合せ先

健康福祉局障害自立支援課長 今井 智子 Tel 045-671-4130

【資料】「働きたい！私の職業体験・見学会」アンケート結果

【全体講評】

今年度より、参加対象者を就労系障害福祉サービス事業所職員から就労継続支援A型、B型事業所利用者と職員向けにした点は、利用者、職員、受入企業のいずれからも概ね好評をいただいた。

民間企業の職業体験会は近年増えているものの、採用を見据えたものが多い為、今回のように就労の体験と見学のみを目的とした形式が、利用者にとっても参加しやすかった模様。

一方で、企業には、対象者の個人情報を事前に伝えず、また当日の進行を企業に委ねた点もあり、「事前に利用者の希望職種や得意領域を確認できればよかった(企業)」「内容がわかっていたらもっとニーズにあう利用者がいた(事業所職員)」と言った意見も見られた。

次年度以降は【別紙1】「働きたい！私の職業体験・見学会」プログラム例を提示するなどし、内容が事前に見えやすい形としていきたい。(※詳細データについては、各受入企業にのみ提供。)

【1. 利用者向け】

回答者数/参加者数
37/37

回答率:100%

(1)職業体験・見学会の感想と理由を教えてください。

| 回答 | 回答数 | 割合 |
|--------|-----|--------|
| 良かった | 34 | 91.9% |
| 普通 | 2 | 5.4% |
| 良くなかった | 1 | 2.7% |
| 総計 | 37 | 100.0% |

★良かった理由
(抜粋)

・就労の場に短い時間でもいられたことが、良い刺激になった。
・お仕事体験で先輩職員が実際に仕事を行う時に詳しく丁寧に教えてくださり分かりやすかった。
・いろいろなハンディキャップがある中で、それぞれ工夫して作業を行っていたことがとても勉強になりました。

★良くなかった理由
(抜粋)

・自分がうまくできなかった為

(2)職業体験・見学会はあなたのこれからの働き方の参考になりましたか。

| 回答 | 回答数 | 割合 |
|-----------|-----|--------|
| 参考になった | 31 | 83.8% |
| 参考にならなかった | 1 | 2.7% |
| 分からない | 5 | 13.5% |
| 総計 | 37 | 100.0% |

★参考になった理由
(抜粋)

・自分の合う仕事や必要な力を見につけたいと思いました。
・苦手なことがあっても、明るい笑顔といっしょうけんめいに頑張ることがとても大事なんだと学びました！！
・自分の数少ない体験・見学会だったので一つの指標になった。

★参考にならなかった理由
(抜粋)

・支援が手厚い企業だった為、イメージする一般就労の形とは、やや異なっており通常の企業がこういった採用基準を取っているかやこういった配慮がなされているかなどを知ることができなかった。

(3)今後、就労の為に参加してみたい企画・イベントはありますか。(抜粋)

・今回と同じような職業体験・見学会に参加して、いろいろな企業さんの職場の様子を見たい。
・依然として一般就労のハードルは高く感じる。もう少しシームレスに就労できる様なプログラムや障害者向けのリスキリングの機会などあればぜひ。

(4)その他、意見、質問などがあったら書いてください。(抜粋)

・このような企画は大変おもしろいです。現場を直接見学出来ることはあまり無いのでいろいろな仕事を見学したいです。ありがとうございました。

【2. 事業所職員向け】(項目抜粋) 回答者数/参加者数 22/22 回答率:100%

(1)見学会に同行してご本人の働き方や支援方法について気づきは得られましたか。

| 回答 | 回答数 | 割合 |
|------|-----|--------|
| 得られた | 20 | 90.9% |
| 普通 | 1 | 4.5% |
| 無回答 | 1 | 4.5% |
| 総計 | 22 | 100.0% |

★得られた理由 (抜粋)

- ・当事業所は就職を目標としている事業所ではありませんが、今回参加させていただいたお2人は、経験が少なく、実際に企業を見学したのは初めての経験となりました。そのため外部へ出た際の態度等課題を多く発見することができました。
- ・利用者自身が抱く目標やスキル、現状との差を小さくしていく事の必要性を改めて感じました。
- ・ご本人の企業の就職に対するイメージを具体的に聞く機会となりました。又、就職に向けて現在本人に足りない部分が明確になったのが良かったです。

(2)貴事業所で利用者の一般企業への就職を検討する際、課題とされることは何ですか。(抜粋)

- ・(就職前に)「体験」の過程がない企業が多く、就職はできても、長期的な継続が難しい方が多い。
- ・仕事への積極性、自己理解。仕事を継続するために自分はどうしたいのか、どうすればいいのか、といった主体性を持っていただくことが勤怠の安定に繋がりますが、日々支援での動機付けが課題のひとつです。
- ・就職活動に進み出した時に、不安感から体調を崩される方が多いのが課題です。今回の体験、見学会は不安やプレッシャーを乗り越える良いきっかけになっています。

(3)今回の職業体験・見学会で改善して欲しいことがあればご記入ください。(抜粋)

- ・企業様のご負担もあるかと存じますが、もう少し長い時間職場体験をさせていただきますと実際の仕事の大変さも含めて体験でき、ありがたいと思いました。
- ・体験内容を事前にお教えいただけると対象者を絞り込みやすくなると思いました。
- ・体験や実習ができる企業を増やしてほしい。一般就労の現場を見てもらい、働く意欲、意識の向上につなげたい。

(4)開催時期はいかがでしたか。

| 回答 | 回答数 |
|------|-----|
| 丁度良い | 22 |
| 総計 | 22 |

(5)次回参加する場合、実施期間はどの程度がいいですか。

| 回答 | 回答数 | 割合 |
|-----|-----|--------|
| 半日 | 15 | 68.2% |
| 1日 | 5 | 22.7% |
| 無回答 | 2 | 9.1% |
| 総計 | 22 | 100.0% |

以上

【3. 受入企業向け】(項目抜粋) 回答者数/参加者数 10/10 回答率:100% (★公開先:推進会議他会議資料)

(1)「働きたい！職業体験・見学会」の受入を行ったことで、参考になることはありましたか。

| 回答 | 回答数 | 割合 |
|-------------|-----|--------|
| 参考になった | 5 | 50.0% |
| 参考になる部分もあった | 5 | 50.0% |
| 総計 | 10 | 100.0% |

参考になった理由
(抜粋)

・日ごろ、A型・B型の事業所の方と接する機会が少なく、実際の活動内容や通われている方の実際の働いている姿も見ることで非常に新鮮な機会でした。
 ・施設の方とその利用者の方との関係を身近で見させていただいて、社内での環境づくりに行かせるのではと感じた。信頼関係があるなど感じました。
 ・作業スキルは一定レベルに達していて週20時間未満での就労を希望する方が少なくないこと等、採用する側としての新たな可能性を感じることができた。
 ・見学する利用者様の希望職種や得意領域などを事前に教えていただけたら体験する作業も合わせることが出来て良かったと思います。

参考になる部分もあった理由(抜粋)

・当方で雇用している障がい種別と違う方が体験されたことで、指導方法の違いを感じる場面があり障がいへの配慮について考える機会になりました。

(2)就労継続支援A型・B型利用者及び職員の受入れにあたり、特に対応に苦慮されたことや工夫をいただいたことがあればご記入ください。(抜粋)

・工夫:企業で就労するというイメージを感じてもらえるように、実際の業務を経験してもらう。
 ・環境整備(消毒)作業を通して、報告の大事さや困ったときにはすぐに相談することが必要であることを感じてもらうように工夫した。

(3)就労継続支援A型・B型利用者及び職員を受入れたことで、障害者雇用にかかる新たな気づきを得ることはできましたか。

| 回答 | 回答数 | 割合 |
|-----------|-----|--------|
| 得られた | 9 | 90.0% |
| どちらともいえない | 1 | 10.0% |
| 総計 | 10 | 100.0% |

得られた理由(抜粋)

・特に、現場事業所の所属長、管理者がA型やB型についての知見をうることができ、障害者雇用や障害者当事者の社会参加について理解を深めることができた。私も同様です。
 ・「●●障害だから、就労は難しい(できない)」ではなく、障がい内容に関わらず、補助具作成や方法を工夫する事で、就労が困難な方も働ける場(機会)を作れる事に改めて気づかされた。また、就労が困難とされている方の可能性を広げられるように、挑戦をしていきたいと思った。

(4)受入(体験・見学)時期は適切でしたか。

| 回答 | 回答数 | 割合 |
|---------|-----|--------|
| ちょうど良い | 9 | 90.0% |
| 別の時期が良い | 1 | 10.0% |
| 総計 | 10 | 100.0% |

★4月

(5)受入(体験・見学)時間は適切でしたか。

| 回答 | 回答数 |
|--------|-----|
| ちょうど良い | 10 |
| 総計 | 10 |

(6)今後、横浜市内で同様の企画があった場合、今後もご協力いただくことは可能ですか。

| 回答 | 回答数 | 割合 |
|-------|-----|--------|
| 協力する | 6 | 60.0% |
| 内容による | 3 | 30.0% |
| その他 | 1 | 10.0% |
| 総計 | 10 | 100.0% |

★特別支援学校等の実習と重ならないなら協力したいと思います。

以上

【資料】「働きたい！私の職業体験・見学会」アンケート結果

【見学プログラム例】

| | |
|-------|--|
| 9:50 | 集合 |
| 10:00 | 自己紹介、挨拶(企業・支援者・本人) 受入企業の事業説明 |
| 10:30 | 就労現場を見学 |
| 11:00 | 就労している障害当事者と意見交換 見学者利用事業所の事業説明 見学者本人による利用事業所での業務説明 |
| 11:45 | 全体の質疑応答・感想 |
| 12:00 | 終了(受入時間:約2時間) |

【体験プログラム例】

| | |
|-------|---|
| 12:50 | 集合 |
| 13:00 | 自己紹介、挨拶(企業・支援者・本人) 就労現場を見学しながら受入企業の事業説明 |
| 13:30 | 着替えて見学者用体験プログラム実施 |
| 14:15 | 体験を終えての質疑応答 見学者利用事業所の事業説明 見学者本人による利用事業所での業務説明 |
| 14:45 | 全体の質疑応答・感想 |
| 15:00 | 終了(受入時間:約2時間) |

「横浜市障害者支援施設等に準ずる者の認定要綱」の改正について

本年度、就労支援係では、「横浜市障害者支援施設等に準ずる者の認定」に関して、次のとおり認定に係る要件等を見直し、要綱の改正を行いました。

これにより、認定に当たっては、申請事業者の障害者雇用人数のみの判断ではなく、「障害者雇用に対する考え方」や「合理的配慮に向けた取組」等を評価することができるようになりました。

1 横浜市障害者支援施設等に準ずる者の認定（以下「準ずる者認定」という。）とは

横浜市内に主たる事業所を有するもので、障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（以下「優先調達推進法」という。）で定められた団体等の内、横浜市からの認定を受けた者は、『地方自治法施行令第167条の2第1項第3号』に規定する者として、**随意契約が適用されるようになるため**、契約の際に入札等の手続きが不要となります。

横浜市では、認定の対象となる者を、「重度障害者多数雇用事業所」「在宅就業支援団体」「ふれあいショップ」「共同受注窓口」と定めています。

2 改正に至る経緯

準ずる者認定の内、「重度障害者多数雇用事業所」については、横浜市への申請手続きの際に、「雇用契約書の写し」や「障害者手帳の写し」を提出してもらうことで雇用人数を確認し、一定の障害者雇用割合を満たしていれば認定を行うことになっています。

しかしながら、今までの要綱では、「雇用契約は締結しているが、雇用実態がない（実際は出勤していない・させていない）」等の事業者も認定対象となり得るという課題がありました。

こういった課題を解決するため、「雇用人数（量）」の認定基準だけでなく、「事業者の取組（質）」に関する認定基準を設ける必要性を検討し、要綱の改正に至りました。

3 主な改正点

(1) 提出書類の追加

改正前は、雇用契約書や障害者手帳によって、障害者雇用割合を計算し、認定の可否を確認していましたが、改正後は、申請事業者の「障害者雇用に対する考え方」や「合理的配慮に向けた取組」等の取組を具体的に確認するための「説明書」を追加しました。（「資料8-2」説明書 参照）

(2) 審査基準の策定

「障害者雇用に対する考え方」や「合理的配慮に向けた取組」の評価に関しては、雇用人数のように定量的な判断が困難なことから、審査する項目や視点を策定しました。

また、評価点を設けることで、客観的に評価できるようになりました。（「資料8-3」審査項目及び配点 参照）

説明書

※枚数上限は、各項目 1 ～ 5 につき、A4サイズ2枚程度としてください。

1 審査項目の「障害者への配慮」について、障害者を雇用するにあたって、どのような配慮や工夫をするのか、「障害者雇用促進法」を踏まえて、お書きください。

2 審査項目の「人材育成の実施状況」について、障害者を雇用するにあたって、法人内部で「人材育成」のためにどのような取組を行っているかお書きください。

3 審査項目の「受入体制構築の実施状況」について、障害者を雇用するにあたって、法人内部で「受け入れ態勢構築」のためにどのような取組を行っているかお書きください。

4 審査項目「雇用した障害者の定着状況」については、第9号様式別紙2「定着状況確認表」をご提出ください。

5 審査項目「職員満足度・ワーク・エンゲージメント等の取組」について、法人として、「職員満足度に関する調査」や「ワーク・エンゲージメントに関する調査」を行っていただければ、実施状況についてお書きください。

また、雇用した障害者と定期的な面談等を行っていただければ、実施状況についてお書きください。

<添付資料>

- ・ 1～5に記載した内容を説明・照明する資料等
- ・ 出勤状況確認表（第9号様式別紙1）
- ・ 出勤状況の確認できる書類（タイムカードの写し等）申請日の直前の6月1日から過去1年間分
- ・ 定着状況確認表（第9号様式別紙2）

別表 1

審査項目及び配点

| 審査の項目と視点 | 評価点 | 比重 | 配点 |
|---|-----|-----|----|
| 1 障害者への配慮 <ul style="list-style-type: none"> 法人等として障害者雇用促進法を踏まえた「合理的配慮・差別の禁止・苦情処理等」の仕組みが備えられているか。 法人等として障害者を雇用するにあたって、労務環境や人材育成の仕組みなど受け入れる環境が適切に整っているか。また、障害者が働きやすい制度や設備が整っているか。 | 5 | × 2 | 10 |
| 2 人材育成の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> 障害者を雇用するにあたって、法人内部等で人材育成のためにどのような取組を行っているか | 5 | × 1 | 5 |
| 3 受入体制構築の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> 障害者を雇用するにあたって、法人内部で受入体制構築のためにどのような取組を行っているか。 | 5 | × 1 | 5 |
| 4 雇用した障害者の定着状況 <ul style="list-style-type: none"> 雇用した障害者の職場への定着率 | 5 | × 1 | 5 |
| 5 職員満足度、ワーク・エンゲージメント等の取組 <ul style="list-style-type: none"> 雇用した障害者の定着のために、満足度調査または、ワーク・エンゲージメントに関する調査を行っているか。 雇用した障害者との定期的な面談などを行っているか。 | 5 | × 1 | 5 |
| 合 計 | | | 30 |